後期高齢者医療制度のお知らせ
～保険証・減額認定証の更新について～

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成30年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたらお持ちの黄色の保険証を破棄し、新しく届いた**桃色の保険証**をご使用ください。

▶新しい保険証の有効期限は、平成31年７月31日までです。
▶紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

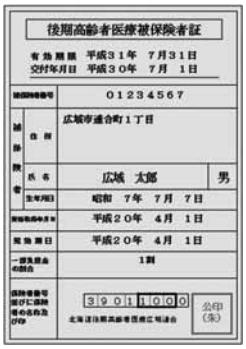

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限も平成30年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方には、７月中に保険証とともに減額認定証を郵送しますので、８月１日からはお持ちの橙色の減額認定証を破棄し、新しいもの（**水色**）をご使用ください。（有効期限は保険証と同じく平成31年７月31日です）

また、減額認定証をお持ちではない方で、下記の交付対象に該当する場合は、申請により減額認定証が交付されますので、保健福祉課福祉係までお申し出ください。

※減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	・世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ※世帯全員の所得が０円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ※老齢福祉年金を受給されている方

■医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。発送月は、９月と３月の年２回です。

【イメージ図】

受付年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成30年１月	○○病院	医科外来	1	18,000	1,800			
平成30年２月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成30年３月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合　　計				230,000	23,000		11,490	5,400

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。
※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

■医療費通知の活用について

○医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
○健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。

問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	☎011－290－5601
	小平町保健福祉課福祉係	☎56－2111（内線 272・287）